

(宛先) 豊島区長

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）・区立一時保育事業の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づいた施設等利用費、及び豊島区一時保育事業利用費の支給要綱の規定に基づいた区立一時保育事業利用費の支給について、下記の通り請求しますので、指定する振込先口座に振り込んで下さい。

- なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。
1. 請求者及びその世帯について豊島区が有する住民記録情報及び税に関する情報を利用すること。
 2. 児童の利用する施設に対して在籍、利用及び契約内容、利用料額及び利用料納入状況を確認し、施設がこれら情報を提供すること。
 3. 認可外保育施設保育料負担軽減補助金の申請をしているときは、その申請の際に添付した資料を利用すること。
 4. 認定の有無、及び認定の内容について確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)※1

フリガナ		認定 子ども との 続柄		生年月日	年	月	日
氏 名				現住所	電話：		

※1 施設等利用給付認定保護者の氏名は、施設等利用給付認定通知書の保護者氏名と同様に記入してください。

2. 認定子ども(1人につき1枚請求して下さい)

法第30条の4の認定種別	☐ 第2号 ☐ 第3号	認 定 番 号	
生年月日	年 月 日	フリガナ	
請求期間内の住所		氏 名	
☐ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入		年 月 日	

3. 施設等利用費の振込先(※2)

前回の請求時と同じ口座に振り込む(記入不要)	☐	私立幼稚園等を利用している(※3)	☐
金融機関名		預 金 種 目	☐ 普通 ☐ 当座
銀行・信用金庫		支店	口 座 番 号
農協・信用組合		出張所	口座名義(カタカナ)
金融機関コード		支店コード	

※2 請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本区指定の委任状を提出してください。

※3 私立幼稚園等（私立幼稚園、認定こども園、幼稚園類似の幼児施設）に通園されている方で、私立幼稚園等園児保護者補助金を申請されている方は、私立幼稚園等園児保護者補助金申請書で指定された口座に振り込みをいたしますため、上記振込先の記入は不要です。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポートセンター事業）・区立一時保育事業（複数記入可）

①	フリガナ		所 在 地	電話：
	施 設 ・ 事 業 名			
	契約している利用料※4	☐ 月額 円 ☐ 日額 円 ☐ 時間額 円		
②	フリガナ		所 在 地	電話：
	施 設 ・ 事 業 名			
	契約している利用料※4	☐ 月額 円 ☐ 日額 円 ☐ 時間額 円		
③	フリガナ		所 在 地	電話：
	施 設 ・ 事 業 名			
	契約している利用料※4	☐ 月額 円 ☐ 日額 円 ☐ 時間額 円		

<裏面も記入して下さい>

④	フリガナ		所在地	電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※4	□ 月額		
⑤	フリガナ		所在地	電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※4	□ 月額		
⑥	フリガナ		所在地	電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※4	□ 月額		

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記入して下さい。

※4 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。(小数点以下切り捨て)

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）・区立一時保育事業の施設等利用費の請求額

利用年月	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※5 ※6	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業・区立一時保育事業に支払った月額合計利用料 (b) ※5	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d) ※7	請求額 (cとdを比較して小さい方) ※8
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
請求額の合計					円

※5 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証等）と特定子ども・子育て支援提供証明書等をすべて添付して下さい。（区立一時保育事業含む）
また、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書を添付して下さい。
区立一時保育事業を利用した場合は、上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類として利用日数毎の一時保育事業の利用に係る領収証兼利用証明書を全て添付することでも代用可能です。給食代は請求額の対象外です。

※6 利用料の設定が月単位を超える（四半期・前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。（小数点以下切り捨て）

※7 令和8年9月までに利用した分の月額上限額は、3歳から5歳までの子どもは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。
また、幼稚園利用者については、幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や預かり保育が十分な水準ではない場合に限り、認可外保育施設等の利用も無償化の対象となります。令和8年9月までに利用した分の月額上限額は、預かり保育の無償化支給額と合わせて月額1.13万円（満3歳児は月額1.63万円）まで利用料が無償化の対象となります。

※8 令和8年10月以降に利用した分の月額上限額は、3歳から5歳までの子どもは月額4.03万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4.57万円までの利用料が無償化されます。また、幼稚園利用者については、幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や預かり保育が十分な水準ではない場合に限り、認可外保育施設等の利用も無償化の対象となり、預かり保育の無償化支給額と合わせて月額1.23万円（満3歳児は月額1.77万円）まで利用料が無償化の対象となります。

※9 日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等及び一時保育の給食代は請求額の対象外となります。